

周南市体育施設条例の一部を改正する条例制定について

周南市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市体育施設条例の一部を改正する条例

周南市体育施設条例（平成15年周南市条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2 周南市緑地公園内体育施設、周南市市民黒岩グラウンド及び周南市新南陽球場・周南市新南陽プールの（1）専用使用料の表中

「

周南市サッカー場	1,570	7,850	2,350	23,550
----------	-------	-------	-------	--------

」

を

「

周南市サッカー場	2,220	11,100	3,330	33,300
----------	-------	--------	-------	--------

」

に、

「

周南市サッカー場	2,610	13,050	3,910	39,150
----------	-------	--------	-------	--------

」

を

「

周南市サッカー場	3,710	18,550	5,560	55,650
----------	-------	--------	-------	--------

」

に、

「

周南市サッカー場	523	2,615	784	7,845
----------	-----	-------	-----	-------

」

を

「

周南市サッカー場	742	3,710	1,113	11,130
----------	-----	-------	-------	--------

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の周南市体育施設条例（以下「新条例」という。）別表第2の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の使用について適用し、施行日前の施設の使用については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 施行日以後の施設の使用について、施行日前にこの条例による改正前の周南市体育施設条例の規定により納付された使用料（指定管理者に利用料金として収受させる場合にあつては、利用料金。以下同じ。）は、新条例の規定による使用料の内払とみなす。

(参 考)

周南市体育施設条例新旧対照表

現 行							改 正 案						
別表第 2 （第 6 条関係）							別表第 2 （第 6 条関係）						
1 （略）							1 （略）						
2 周南市緑地公園内体育施設、周南市市民黒岩グラウンド 及び周南市新南陽球場・周南市新南陽プール							2 周南市緑地公園内体育施設、周南市市民黒岩グラウンド 及び周南市新南陽球場・周南市新南陽プール						
（1） 専用使用料							（1） 専用使用料						
（単位 円）							（単位 円）						
時 区 間 分	施 設 名	使用区分				備 考	時 区 間 分	施 設 名	使用区分				備 考
		1 入 場 料 その 他 これに類す る料金を徴収 しない場合		2 入 場 料 その 他 これに類す る料金を徴収 する場合					1 入 場 料 その 他 これに類す る料金を徴収 しない場合		2 入 場 料 その 他 これに類す る料金を徴収 する場合		
		（ 1 ） アマチ ュアス ポーツ 及び学 生・生 徒が使 用する 場合	（ 2 ） そ の 他	（ 1 ） アマチ ュアス ポーツ 及び学 生・生 徒が使 用する 場合	（ 2 ） そ の 他				（ 1 ） アマチ ュアス ポーツ 及び学 生・生 徒が使 用する 場合	（ 2 ） そ の 他			
9 時 か 12 時 まで	（略）					（略）	9 時 か 12 時 まで	（略）					（略）
	周 南 市 サ カ	<u>1,570</u>	<u>7,850</u>	<u>2,350</u>	<u>23,550</u>			周 南 市 サ カ	<u>2,220</u>	<u>11,100</u>	<u>3,330</u>	<u>33,300</u>	

現 行						改 正 案								
12 時 か 17 時 まで	一 場						12 時 か 17 時 まで	一 場						
	(略)					(略)								
	(略)					(略)								
	周 南 市 サ ッ カ 一 場	<u>2,610</u>	<u>13,050</u>	<u>3,910</u>	<u>39,150</u>	周 南 市 サ ッ カ 一 場		<u>3,710</u>	<u>18,550</u>	<u>5,560</u>	<u>55,650</u>			
(略)						(略)								
(略)						(略)								
延 長 料 (1 時 間 に き)	(略)					延 長 料 (1 時 間 に き)	(略)							
	周 南 市 サ ッ カ 一 場	<u>523</u>	<u>2,615</u>	<u>784</u>	<u>7,845</u>		周 南 市 サ ッ カ 一 場	<u>742</u>	<u>3,710</u>	<u>1,113</u>	<u>11,130</u>			
	(略)						(略)							
(2) ~ (8) (略)						(2) ~ (8) (略)								
3 ~ 6 (略)						3 ~ 6 (略)								